

国家公務員倫理規程に違反する疑いがある会食の調査について

1. 経緯

- 令和3年3月、総務省の職員が国家公務員倫理規程に違反する会食を行った疑いがある旨の報道を受け調査を開始。
- 倫理法令違反の会食に限定せずに事業者等との会食について職員から申告を求めるとともに、事業者等への確認を実施。

2. 調査結果

- 約170名の職員から、のべ約1500件の会食の申告を受領。
- 申告された会食の多くは、職員が自己の費用を支払って行われた会食として、倫理法令上の問題は認められなかった。
- 一方で、32名の職員によるのべ78件の会食（別添）について倫理法令違反を確認。国家公務員倫理審査会に報告。
※この他に届出漏れ案件1件あり

3. 処分等

- 国家公務員倫理審査会の承認を得て処分等を実施。

処分等の種類	被処分者 ※丸数字は職員番号
減給3月1/10	課長級1名 (13)
減給1月2/10	次官級2名 (1、27)、局長級1名 (3)
減給1月1/10	課長級1名 (7)
戒告	局長級2名 (4、5)、課長級2名 (9、10)
訓告	局長級1名 (2)、部長級1名 (8)、課長級2名 (6、12)
嚴重注意	課長級1名 (14)、企画官級7名 (15、16、17、18、19、28、29)、課長補佐級1名 (31)、係長級1名 (25)
注意	課長級1名 (11)、企画官級1名 (22)、課長補佐級5名 (20、21、24、30、32)
業務上の注意	課長級1名 (26)、課長補佐級1名 (23)

※退職者 (33) については減給3月1/10相当。

※倫理監督官である黒田武一郎総務事務次官に対しては「訓告」、原邦彰官房長及び武藤真郷秘書課長に対してはそれぞれ「嚴重注意」を行う。

- 武田良太総務大臣は、大臣給与3ヶ月分の自主返納を行う。

4. 再発防止

○再発防止策として、①職員の倫理法令に関する知識習得の徹底、②厳格なチェックを行うための総務省独自ルールの整備（利害関係者リストの作成、届出の拡大）、③事業者等に対するルールの周知、④監察体制の拡充に取り組む。

【別紙】 総務省職員の懲戒処分に関する公表基準

〔連絡先〕

総務省大臣官房秘書課

担当：中嶋課長補佐

電話：（直通）03-5253-5072

（FAX）03-5253-5078

(別紙)

総務省職員の懲戒処分に関する公表基準

(総則)

第1条 総務省職員（外局及び特別職の職員を除く。）の懲戒処分の公表が適正に行われるよう必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2条 懲戒処分はすべて公表する。

ただし、職務に関連しない行為に係る減給又は戒告の処分若しくは公表を行った場合に被処分者以外の者の権利利益を害するおそれが高いなどの理由により公表が適当でないと認められる懲戒処分にあつてはこの限りでない。

(公表内容)

第3条 個々の懲戒処分について、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表する。

(公表時期及び公表方法)

第4条 懲戒処分は、処分を行った後、速やかに記者クラブへの資料の提供その他適宜の方法により公表する。